

役員報酬の範囲

【論点】

役員報酬については、一般的には取締役、執行役、会計参与、監査役に対する報酬という定義付けができ、現在までの審議では、役員報酬(役員賞与)は開示対象外とする方向で検討を進めている。

そこで、役員に対するFRINGE・ベネフィットを「役員報酬」の範囲内とすべきかどうか。

➤ 会社法における役員の定義と報酬の決定方法について

役員報酬(取締役、執行役、会計参与、監査役への報酬を指す。以下同じ。)について、会社法においては「職務執行の対価」であり、その決定についてはお手盛りを防止し、株主利益を擁護する立場から、定款または株主総会で決定すべき旨を定めている。

また、役員報酬等の具体的決定方法は、別途、会社法上に定められている。(会社法第361条他参照)

➤ FRINGE・ベネフィット(fringe benefit)について

広義の役員報酬には、上述のような所定の決議に基づく報酬だけではなく、実質的に報酬と同様な効果をもたらす経済的な利益、いわゆるFRINGE・ベネフィットも含まれると解される。

FRINGE・ベネフィット(fringe benefit)

経済的利益、付加給付、付帯給付(通常の賃金、給与に加えて与えられる何らかの経済的利益のこと。例えば、年金等の各種社会保障給与、社宅の貸与、低利率での貸付金などがある。) 中央経済社「会計経理用語辞典第二版」新井清光編

➤ 役員への報酬とFRINGE・ベネフィットの関係

案1:「役員報酬」に包含するという考え方

当該役員が享受したFRINGE・ベネフィットについては、役員としての立場とは全く無関係に経済的利益を受けたとは考えにくく、役員の「職務執行の対価」という性格を有しているとみて、役員報酬に含める。

<問題点>

株主総会での決議等の所定の手続きを経ていないFRINGE・ベネフィットの金額が大きい場合でも開示されないことになる。

案2:「役員報酬」には包含しないという考え方

会社法上においては、株主総会の決議や定款に定められたもののみが役員報酬に該当する(取締役は会社法第361条、会計参与は第379条、監査役は第387条等)と考えられるので、関連当事者における「役員報酬」もこれにあわせる。つまり、株主総会における決議等の所定の手続きを経ずに享受している経済的利益は、役員報酬には含めない。

その場合、事業の用に供しながらも非常に嗜好性が強いと認められる会社財産の利用、あるいは同族会社ゆえにできる行為により得られる経済的利益も対象となると考えられ、会社財産の使用状況等から見た事業関連性を勘案して判断する。

<留意点>

現行開示上、子会社の役員報酬の状況までの開示は求められておらず、場合によるとプリンジ・ベネフィットの部分だけが開示され、情報開示に不整合が生じる可能性がある。

以 上

<会社法>

(株主総会の権限)

第295条 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に關する一切の事項について決議することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

(選任)

第329条 役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第371条第四項及び第394条第三項において同じ。)及び会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(取締役の報酬等)

第361条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益(以下、この章において「報酬等」という。)についての次に掲げる事項は、

定款に当該事項を定めていないときは株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
 - 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
 - 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容
- 2 前項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改訂する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

(会計参与の報酬等)

第379条 会計参与の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定められる。

- 2 会計参与が二人以上ある場合において、各会計参与の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、会計参与の協議によって定める。

3 (略)

(監査役の報酬等)

第387条 監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定められる。

- 2 監査役が二人以上ある場合において、各監査役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監査役の協議によって定める。

3 (略)

(委員会の権限等)

第404条3 報酬委員会は、第361条第一項並びに第379条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等(執行役及び取締役をいい、会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与をいう。)の個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

<株式会社の計算に関する法務省令案>

「関連当事者との取引に関する注記」も求める予定。

以上